



# 身障秋田

発行人／社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会会長 細 矢 治 助

事務局／秋田市旭北栄町1-5 TEL／(018) 864-2780 FAX／(018) 864-2781 平成16年 3月31日発行

## 平成十六年度 事業計画及び予算決まる

平成十六年度の秋田県身体障害者福祉協会の事業計画及び予算が二月開催された理事会・評議員会で承認されました。今年の主な事業及び予算は次のとおりです。

### 事業計画

#### 1、地域福祉推進のための事業

##### (1)身障福祉推進事業

各種関係団体が開催する大会・会議等へ参加し、身体障害者福祉の向上を図る。

- ・日本身体障害者福祉大会への参加（第49回、兵庫県）
- ・東北・北海道ブロック身体障害者団体連絡会の参加（年2回）
- ・各種団体の大会、会議等への参加（随時）

##### (2)青年部活動助成事業

青年部組織の全体的な整備と活動の強化を図るために助成を行う。

- ・(3)会報「身障秋田」の発行  
全会員を対象に、事業計画等の紹介を中心とした情報の提供を行う。（年4回）

- ・(4)第23回秋田県身体障害者福祉大会の開催

障害者の福祉向上をめざす諸課題について、県民各層の理解を得るとともに障害者自身の自意識高揚と会員の団結を図り、併せて功績者並びに自立更生者等の表彰を行う。

- ・(5)市町村身体障害者協会長等ブロック懇談会の開催（6月中旬、3地区）
- ・(6)平成16年度秋田県身体障害者ゲートボール大会の開催（10月上旬、雄和町）
- ・(7)在宅重度障害者通所援護事業費の交付（鹿角市）

##### (2) 身体障害者スポーツの振興を図るための事業

(1)盲社会人野球東北・北海道地区大会への派遣

- ・(2)聴覚障害者バレーボール東北・北海道地区大会への派遣（6月下旬、仙台市）

- ・(3)車いすバスケットボール東北・北海道ブロック大会への派遣（6月中旬、青森市）
- ・(4)第34回日本車椅子バスケットボール選手権東北地区大会の開催（9月下旬、秋田市）

#### 3、県から委託事業の実施

##### (1)障害者社会参加総合推進事業

①「障害者110番」運営事業  
障害者の権利擁護に係る相談等に対応するため、常設相談窓口を設置し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関に依頼し、障害者が抱える問題を解決し障害者の福祉の増進を図る。

- ・常設相談窓口の設置
- ・訪問相談
- ・連絡会の開催
- ②ろうあ者日曜教室開催事業  
コミュニケーションの手段に著しい障害を有するろうあ者に対して、社会生活上必要な知識の修正や意見、情報等の交換の場を設ける。

- ・県北、中央、県南において各3回開催

③車いす生活者社会生活行動訓練事業  
車いす生活者で外出することが困難な者並びに外出する機会が得られない者に対して、その場を設け、併せて車いす操作等の訓練・指導を行う。

- ・県北、中央、県南で各1回開催
- ④オストメイト社会適応訓練事業  
ストマ用装具の装着者に対して、装具の使用等について正しい知識を付与し、また社会生活に必要な基本的事項について相談に応ずる。
- ・県内7か所で開催
- ⑤筋ジストロフィー者に対して、筋ジストロフィー者に対して、社会生活上必要な知識の修正や、意見、情報等の交換の場を設ける。
- ・年1回
- ⑥音声機能障害者発声訓練並びに発声訓練指導者養成事業  
喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行うとともに、この発声訓練に携わる指導者を養成する。
- ・県内4か所で実施（週1回）
- ・指導者講習会への派遣（4名）

⑦身体障害者海の家・山の家  
開設事業

身体障害者の保養のために、海の家・山の家を開設する。

- ・県内17施設を指定

⑧身体障害者更生相談事業

身体障害者の更生のために

必要な各種相談に応じ、適切な指導、助言を行う。

- ・常設相談窓口の設置

⑨要約筆記奉仕員養成事業

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に、手話取得の困難な中途失聴者、難聴者のコミュニケーション手段として要約筆記の指導を行うことにより要約筆記奉仕員を養成する。

- ・講習会の開催
- ・基礎・応用課程1か所
- ・指導者研修会へ派遣

⑩字幕入りビデオカセット

イブラリー貸出事業

テレビ番組、映画等に字幕、手話を挿入したビデオカセットライブラリーの貸出を行うことにより、聴力障害者の知識、教養の向上を図る。

- ・ビデオライブラリーを県心身障害者総合福祉センター図書室に設置

⑪指定居宅介護事業者情報提供事業

身体障害者及び関係者が一堂に会し、障害者福祉への県

民意識の高揚を図るとともに功労者の表彰を行うことにより、身体障害者福祉の向上と住みよい地域社会づくりに寄与する。

- ・第23回
- ・7月15日

⑫秋田県民会館

⑬身体障害者の福祉を高める  
つどい開催事業

青年層の身体障害者を対象に、屋外活動や室内活動の各種教室等を開催し、交流を深めることを目的とする。

⑬車いす使用者のためのレクリエーション開催事業  
車いす使用者の体力増強、交流、余暇等に資することを目的として、各種のレクリエーション活動を行う。

・3事業

・年各1回

⑭聴覚障害者作品展開催事業  
聴覚障害者の文化・芸術活動を振興するため、作品展を開催し、発表の場を設けるとともに、創作意欲の高揚に資することを目的とする。

・年1回

⑮秋田県身体障害者福祉大会  
開催事業  
身体障害者及び関係者が一堂に会し、障害者福祉への県

⑯秋田県民会館  
つどい開催事業  
社会更生への意欲を高めるために、各地域において福祉大会・研修会等を開催するとともに地域住民の参加のもとに障害者への認識を深める。

・郡市単位に福祉大会、体育大会等を開催

⑰視覚障害者に関わる啓発・普及事業  
視覚障害者への正しい知識、障害の理解を深めるために各種の事業を行う。

・3事業

⑱要約筆記奉仕員派遣事業  
聴覚障害者等（音声又は言語機能障害者を含む）のコミュニケーションの円滑化に資するため、要約筆記奉仕員を派遣する。

・登録者26名

⑲手話通訳者派遣事業  
手話を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援するた

め、聴覚障害者等の申し出により登録された手話通訳者を派遣する。

・登録者12名

・通訳者研修会の開催

・運営委員会の開催

(2)ガイドヘルパー養成研修事業  
重度視覚障害者及び重度脳性まひ者等全身障害者の外出時の移動の介助等に必要知識、技能を有するガイドヘルパーを養成する。

4、障害者社会参加推進センターの設置・運営  
障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進する。

①運営  
推進協議会の開催  
(年2回)

・部会の開催(3部会)  
(各1回)

②事業  
指導者研修会の開催  
(年1回)

・情報誌「社会参加推進センター」の発行(年2回)

・第4回心いきいき芸術・文化祭及び秋田県障害者福祉展の開催  
(12月上旬、秋田市)

・「秋田県障害者社会参加推進センター」ホームページの運営

・秋田県心身障害者総合福祉センター図書室の運営

5、関連事業  
(1)「身障のつばさ」の企画、実施  
(第49回全国大会参加、兵庫県)

(2)身体障害者ジパング倶楽部の入会に関する事務

(3)日身連収益事業部の行う事業への協力

(4)秋田県障害者スポーツ協会への協力

6、身体障害者授産施設秋田ワークセンターの事業  
身体障害者で雇用が困難なもの等を入所(通所)させ、職業等の必要な訓練を行い、自立と社会復帰を図る。  
授産科目―軽作業課、縫製課、印刷課



# お 知 ら せ

公職選挙法の一部が改正され、郵便等による不在者投票について、その対象者が拡大されるとともに「代理記載制度」が新たに創設されました。

一、郵便等による不在者投票の対象者の拡大

今回の改正により、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方が、新たに郵便等による不在者投票をすることができるようになりました。

(郵便等投票証明書の交付申請・投票手続等について、詳しくは市町村の選挙管理委員会におたずねください。

## 二、郵便等による不在者投票の代理記載制度の創設

郵便等による不在者投票をすることができない選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の(一)又は(二)に該当する方は、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)に投票

に関する記載をさせることができるようになります。

(一) 身体障害者福祉上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が一級である者として記載されている者

(二) 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続・代理記載人となるべき者の届出の手続・代理記載の方法による投票手続が必要です。詳しくは各市町村選挙管理委員会におたずねください。

施行日 平成十六年三月一日

## 字幕入りビデオライブラリー

### 夜間貸し出しのご案内

毎週水曜日午後6時～8時30分までライブラリーの貸し出しをおこなっています。新作も入りました。ご来所お待ちしております。利用申込みはFAXでも受け付けています。

秋田市旭北栄町1-5  
県心身障害者センター図書室内  
秋田県字幕入りビデオライブラリー

電話 018-864-2780  
FAX 018-864-2781

秋田県心身障害者総合福祉センター図書室が4月1日より3障害者(身体・知的・精神)対象の運営となります。図書室では、書籍の貸し出しや閲覧のほか、インターネットによる情報の提供も行っておりますので、どうぞお気軽にご利用ください。なお、詳細については次にお問い合わせください。

秋田県障害者社会参加推進センター  
TEL 018-864-2780  
FAX 018-864-2781

## 平成15年10月1日から

### 「身体障害者補助犬法」が全面施行

平成十四年十月一日から一部施行されていた、「身体障害者補助犬法」が、平成十五年十月一日から全面施行されました。

身体障害者補助犬というのは、視覚障害者の支援をする「盲導犬」、肢体不自由者などの補助をする「介助犬」、そして聴覚障害者に音源を伝える「聴導犬」がいます。

盲導犬は広く知られていましたが、法律的には道路交通法による規程しなく、宿泊施設や飲食店で同伴を断られる事がありましたし、また、介助犬や聴導犬については、法的な位置づけがなく、ペット同様に扱われていたため、公共施設や公共交通

機関などへの同伴が円滑に受け入れられない状況でした。

これらを踏まえ、平成十四年十月一日に身体障害者補助犬法の一部施行により、盲導犬、介助犬、聴導犬が補助犬として法的に位置づけされ、電車・バス・郵便局・国立博物館など公共交通機関や公共施設への同伴や、職場や公団住宅(民間の事業所・住宅は努力義務)での使用が自由となり、それから一年後の平成十五年十月一日の全面施行により、ホテル、デパートやレストランなど不特定かつ多数の人が利用する施設への同伴も自由になりました。

## 第二回秋田県障害者

### スポーツ大会の開催について

期 日 平成十六年九月四日(出)の予定

詳細については、秋田県障害者スポーツ協会にお問合せ下さい。

(TEL・018-864-2750)

競技、会場、参加区分(予定)

競技名	会場	参加区分
陸上競技	秋田市八橋陸上競技場	身体、知的、精神
卓球競技	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター	身体、知的、精神
サウンドテーブルテニス	秋田県社会福祉会館	身体
水泳競技	秋田県立総合プール	身体、知的、精神
アーチェリー	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター	身体
ボーリング	男鹿市船越ジョイフルシティ	知的、精神
フライングディスク	秋田市市民広場	身体、知的、精神
ソフトバレーボール	秋田県立体育館	精神